

生活保護引き下げ

8件目の取り消し

さいたま地裁判決

国が2013～15年に生活保護の基準額を引き下げたのは厚生労働相の裁量権を逸脱し、生存権を保障した憲法25条に違反するとして、埼玉県受給者が減額の取り消しなどを求めた訴訟の判決が29日、さいたま

地裁であった。倉沢守春裁判長は一部の原告を除き減額決定を取り消した。原告側弁護団によると、同種訴訟が全国29地裁で起こされ、地裁判決は17件目。減額決定の取り消しは大阪、熊本、東京、横浜、

宮崎、青森、和歌山の7地裁判決に続いて8件目。

国は13～15年、08年以降の物価下落の反映などにより、生活保護費のうち食費や光熱費など生活費にあたる「生活扶助」を最大10%引き下げた。

この日の判決は「受給世帯間の公正を図る趣旨と相いれず、合理的な根拠なく専門家の意見とも異なる判断をした」と指摘。減額決定は裁量権の範囲の逸脱または乱用にあたるとした。原告25人のうち2人について

では、提訴が可能な期限を過ぎていたとして訴えを退けた。(野口駿、仙道洗、仁村秀二)